

（2）中山間地域等におけるサービス提供の 在り方に関する調査研究事業 （結果概要）

(2) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

1. 調査の目的

- 中山間地域等に所在する事業所に対する自治体・地域独自の支援の取組や、事業所がサービス提供上の課題を克服するために工夫している事例などを調査することにより、中山間地域等でのサービス展開の方策や、地域包括ケアシステムを構築するための中山間地域等における介護サービスの提供、支援・評価の在り方について検討するための基礎資料を収集する。
- 平成27年度介護報酬改定を踏まえ、中山間地域等に係る加算算定事業所のサービス提供の実態について、比較検証が可能となるよう中山間地域等以外での移動コスト等の実態とともに把握する。

2. 調査方法

	調査方法	調査対象・回収状況							
①市町村調査	アンケート調査。調査票を郵送配布・郵送回収	母集団	発出数			回収数	回収率		
		1,718市町村	全国の市町村のうち、災害救助法適用地域及び避難指示区域を除く 1,679市町村			1,185市町村	70.6% (有効回収率:70.1%)		
②基準該当サービス、 離島等相当サービス	電子メール・FAXによる紙面調査	基準該当サービス	「市町村調査」の回収票から抽出できた18市町村。						
		離島等相当サービス	平成26年度調査で把握した市町村及び今年度「市町村調査」の回収票から抽出できた21市町村。						
③事例調査	ヒアリング調査	調査検討組織の委員推薦、「市町村調査」「事業所調査」より候補事例を選定し、調査検討組織の検討に基づき決定。							
④事業所調査	アンケート調査。調査票を郵送配布・郵送回収	中山間地域等に所在し15%、10%加算を算定している事業所（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援）、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（5%）を算定している事業所（訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション）は平成26年度調査の回収事業所に対し悉皆調査。中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（5%）を算定している小規模多機能型居宅介護事業所は、平成27年4月に加算算定のあった事業所に対し悉皆調査。							
		母集団	1,896件	発出数	1,896件	回収数	1,453件	回収率	76.6%（有効回収率：73.9%）
		中山間地域等に関する加算（15%、10%、5%）を算定していない事業所（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護）は無作為抽出。							
		母集団	134,301件	発出数	7,650件	回収数	3,321件	回収率	43.4%（有効回収率：42.2%）

(2) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

3. 調査結果概要

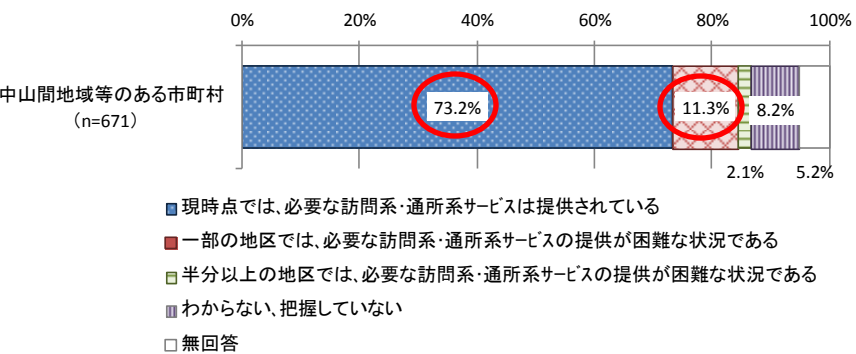
- 中山間地域等のある市町村のうち、「一部の地区では、サービス提供が困難な状況である」と回答した割合は11.3%であった。困難な理由は「移動コストが過重」(88.3%)、「担い手確保や定着が困難」(54.0%)が上位にあげられていた。
中山間地域等のある市町村のうち、サービス提供が困難な地域のある市町村は、「自治体として社会福祉協議会等含め提供体制を整備する」(50.0%)、「住民相互の助け合い促進による介護保険サービスの代替・補完の取組を拡充」(53.3%)を介護保険事業計画等でサービス提供基盤整備の基本方針として示している割合が高くなっていた。
- 調査検討組織の検討を踏まえ、「中山間地域等のある市町村」におけるサービス提供推進の効果的な施策・取組として、「1. 事業者の工夫(①ICTの活用、②サテライト、③介護保険事業と他の事業の多機能拠点)」、「2. 多様な主体による協働・連携」、「3. 制度による対応(①基準該当サービスの活用、②離島等相当サービスの活用)」の3つの柱より整理した。
- 「1.事業者の工夫」の「①ICTの活用」について、中山間地域等に所在する事業所の活用状況は14.2%であった。「②サテライト」について、中山間地域等のある市町村のサテライト事業所の承認状況は75.4%だが、「基本的に認めていない」も18.6%であった。中山間地域等の事業所のサテライトの設置状況は4.9%、設置しているところを含めた認知状況は77.0%であった。「③介護保険事業と他の事業の多機能拠点」について、中山間地域等の方が中山間地域外と比較して「サービス提供地域に居住する高齢者数の減少」(17.8%)、「サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少」(12.9%)等の割合が高くなっていた。
- 「2.多様な主体による協働・連携」について、中山間地域等の方が「見守り等、事業所に対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力依頼」(26.0%)している割合が高くなっていた。
- 「3.制度による対応」の「①基準該当サービス」について、中山間地域等のある市町村で「内容や用途について具体的に把握している」割合は20.6%であった。「②離島等相当サービス」について、中山間地域等のある市町村で「内容や用途について具体的に把握している」割合は9.4%であった。
- 事業所から最も時間がかかる利用者の通常の訪問・送迎ルートの日数、距離をみると、「訪問系サービス(居宅介護支援を含む)」「通所系サービス(小規模多機能を含む)」のいずれも中山間地域等の方が中山間地域外よりも時間がかかり、距離が遠い傾向にあった。
事業所調査の利用者票より事業所から16km以上離れたところに居住している利用者の比率をみると、特に中山間地域等の「訪問系サービス(居宅介護支援を含む)」で比率の高い事業所の割合が高く、「15%以上」が約2割を占めていた。最も合理的な経路(片道)での事業所からの移動時間をみると、中山間地域等の方が時間のかかる利用者の割合が高い傾向にあり、20分以上の割合でみると、「訪問系サービス(居宅介護支援を含む)」は31.7%、「通所系サービス(小規模多機能を含む)」は17.7%であった。

(2) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

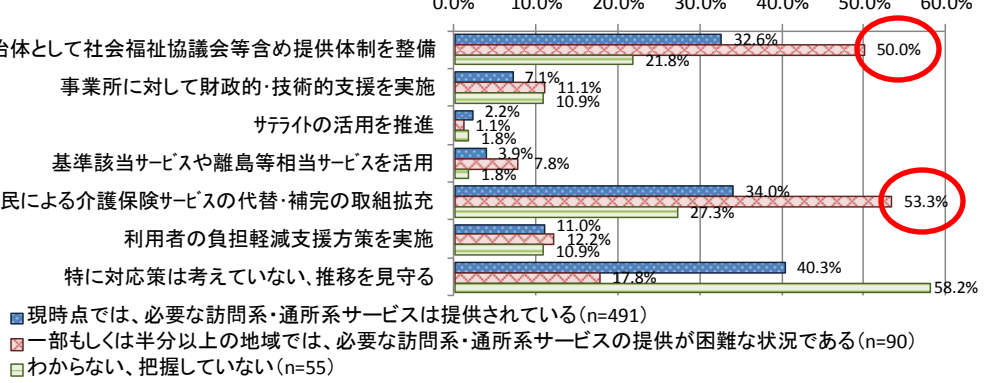
(市町村における取組動向)

- 中山間地域等のある市町村のうち、「現時点では、必要な訪問系・通所系サービスは提供されている」割合は73.2%で、「一部の地区では、サービスの提供が困難な状況である」は11.3%であった(図表1)。サービス提供が困難な理由は、「移動コストが過重」が88.3%、「担い手確保や定着が困難なため」が54.0%であった(図表2)。
- 中山間地域等のある市町村において、介護保険事業計画等で示している今後のサービス提供基盤整備の基本方針をみると、サービス提供が困難な地域のある市町村は「自治体として社会福祉協議会等を含め提供体制を整備する」が50.0%、「住民相互の助け合い促進による介護保険サービスの代替・補完の取り組みを拡充」が53.3%であり、他と比較して割合が高くなっていた(図表3)。現在取り組んでいる市町村の独自施策も、同様の傾向がやや見られた(図表4)。

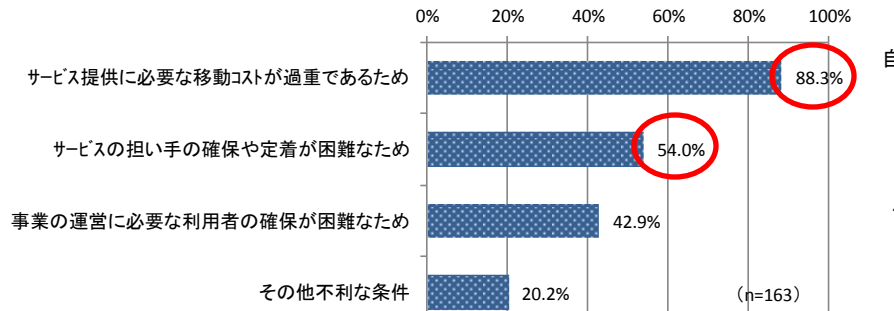
図表1 【市町村調査】必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区 (市町村票p4 II.1)



図表3 【市町村調査】中山間地域等のある市町村：介護保険事業計画等で示している基本方針(複数回答)(市町村票p4 I.2(4))

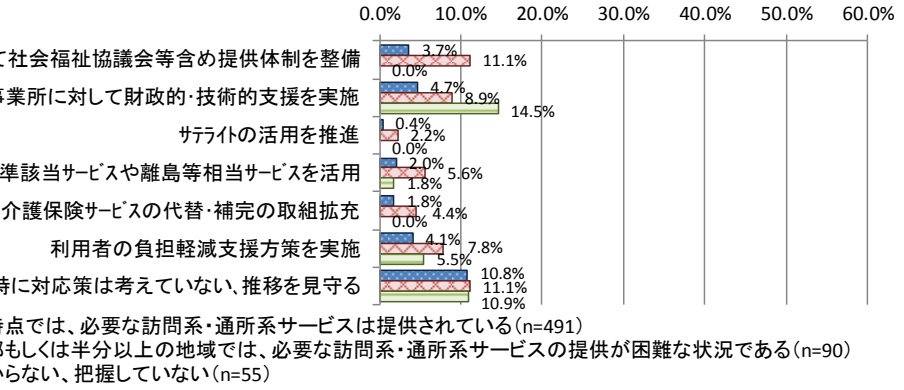


図表2 【市町村調査】必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区で介護サービスが提供されにくい理由 (市町村票p4 II.2(2)-8)



※n=「必要な訪問系・通所系サービスの提供が困難な地区」の具体的な該当地区を回答した90市町村の163地区

図表4 【市町村調査】中山間地域等のある市町村：独自に取り組んでいる施策(複数回答)(市町村票p6 IV)



(2) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

(市町村独自の施策事例)

市町村調査より把握した市町村独自の施策例は図表5のとおりである。

図表5 【市町村調査】中山間地域等のある市町村:独自に取り組んでいる施策(市町村票p6 IV)

	都道府県名	人口	指定地域	取組の概要
■利用者負担軽減支援				
A町	北海道	0.3万人	豪雪・特別豪雪、過疎	中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業。小規模事業所に係る10%相当の加算分を利用者負担から減額。他地域の利用者との負担の均衡を図った。
B市	広島県	19万人	辺地、振興山村、特定農山村、過疎	特別地域加算に係る居宅サービス利用者負担額助成事業。対象地域にある訪問介護事業所1事業所について利用者負担に係る15%加算分の1/2を助成。
■事業所に対する財政的・技術的支援				
C町	京都府	1.5万人	辺地、振興山村、特定農山村、過疎	居宅までの訪問に片道20分以上要する場合、1回600円を事業者に助成。旧町間のサービス提供体制の格差の解消が図られた。
D市	長野県	16万人	辺地、振興山村、特定農山村	中山間地区に小規模施設を整備する場合、建設費を補助。市町村及び事業者の協力により整備が進捗した。
E町	兵庫県	2万人	振興山村、過疎	機能訓練の専門職が2か月ごとに通所介護事業所を巡回訪問しスタッフのスキル向上のための研修を実施。特に中山間地域に立地する通所介護事業所の機能訓練のスキル向上に成果をあげている。
■提供体制整備				
F町	北海道	0.5万人	豪雪・特別豪雪、半島振興、過疎	訪問入浴介護事業所が地域に立地していないため、町が特別養護老人ホームと契約し、特別入浴を実施。
G市	和歌山県	2.5万人	半島振興、特定農山村	既存の社会福祉協議会事業の見直しを含め、広く市民が参加できる体制を構築。事業の見直しを通して今後一層、参加者が増加することが期待できる。
H町	岡山県	1.5万人	振興山村	総合事業実施に向けて、住民の力を向上させるため、介護ボランティア育成講座を実施。今後、成果や課題を把握。
■住民相互の助け合い促進による介護保険サービスの代替・補完				
I町	神奈川県	1万人	振興山村、特定農山村	介護ボランティアポイント事業。介護施設等でボランティア活動に対してポイントを付与。年間累積ポイントを商品券と交換。
J市	静岡県	80万人	振興山村、特定農山村、過疎	旧町部の中山間地域における高齢者向けボランティア活動(配食事業やサロン事業等)に、その他地域在住市民が参加する場合、ポイントを付与。
K町	滋賀県	2万人	辺地	高齢者交流サロン推進支援モデル事業。自治会等がサロン(週1回以上1回2時間以上年40回以上開催)を実施するための支援を行う。
■ICT活用支援				
L市	福井県	26万人	豪雪・特別豪雪、振興山村、過疎	ICTシステム等導入も対象とする地域密着型サービス事業所開設補助制度を導入。
M市	鳥取県	19万人	豪雪・特別豪雪、辺地、振興山村、特定農山村、過疎	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のタブレット端末を利用した利用者情報の入力、閲覧システム導入経費に対して補助。職員間の利用者情報やノウハウの共有が即時的にできることで情報共有が活発化し、業務の効率化に繋がっている。
■サテライトの活用推進				
N町	北海道	0.5万人	豪雪・特別豪雪、振興山村、過疎	小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト事業所の開設を認める。山間部でのサービス提供を維持することが可能となった。
O市	香川県	41万人	離島、振興山村、特定農山村、過疎	山間部地区において、訪問介護事業所のサテライト事業所の設置を認める。山間部でのサービス提供を維持することが可能となった。
■その他				
P市	和歌山県	8万人	辺地、振興山村、半島振興、特定農山村、過疎	市外に住む人で中山間地区等、市の指定する地域に転入し、市が指定する訪問介護事業所等に就労する場合、就労のために必要な資格等取得のための費用(介護職員初任者研修費)と研修期間の生活費の助成、住居の斡旋を行う。

(2) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

- (「中山間地域等のある市町村」における効果的な施策・取組)
- 「中山間地域等のある市町村」におけるサービス提供推進の効果的な施策・取組について、まず、事業所によるサービス提供上の課題を克服するための取組として、「①ICTの活用」「②サテライト」「③介護保険事業と他の事業の多機能拠点化を通じたサービス提供推進」があげられる(「1.事業者の工夫」)。
 - 次に、事業所や法人等が単独で事業を行うことが厳しい地域において、多様な主体が協働・連携することがあげられる(「2.多様な主体による協働・連携」)。
 - さらに、人材の確保、利用者の確保等が厳しい中山間地域等においては、保険者が「①基準該当サービス」「②離島等相当サービス」の制度を活用し、介護保険サービスを提供する事業所を確保することもあげられる(「3.制度による対応」)。

「中山間地域等のある市町村」におけるサービス提供推進の効果的な施策・取組

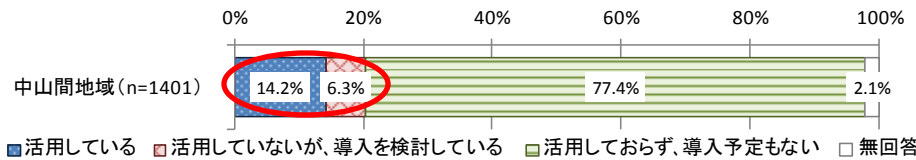


(2) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

(「中山間地域等のある市町村」における効果的な施策・取組: 1. 事業者の工夫【①ICTの活用】)

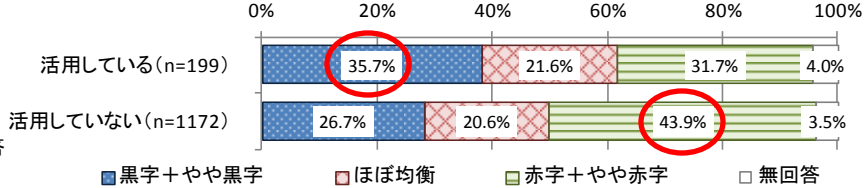
- 中山間地域等の事業所におけるICTを活用したシステム等の活用状況をみると、「活用している」が14.2%、「活用していないが、導入を検討している」が6.3%であった(図表6)。
- ICTの活用の有無別に収支状況をみると、「活用している」事業所は「黒字+やや黒字」(35.7%)、「活用していない事業所」は「赤字+やや赤字」(43.9%)の割合が高くなっていた(図表7)。

図表6 【事業所調査】ICTを活用したシステム等の活用状況
(事業所票p4.8.4)



※「中山間地域」: 中山間地域等の加算(15%、10%、5%)を算定している事業所。以下同様。

図表7 【事業所調査】中山間地域等の事業所
: ICTの活用の有無別 収支状況(事業所票p3.6.1)



※下表の「中山間地域等での活用の意義」「活用のポイント・注意点」はヒアリング調査の結果等を調査検討組織で議論し、その内容に基づき作成した。以下同様。

【事例】ICTを活用した遠隔介護サービス、介護記録システムの導入実施

実施主体	社会福祉法人長岡福祉協会				
所在地域	新潟県長岡市	人口	279,203人	高齢化率	27.6%
地域指定	振興山村(一部)、特別豪雪地域(一部)、特定農山村(一部)				
取組内容	1. 訪問介護・訪問看護・地域包括ケア情報連携システム&タブレットアプリ ・ホストコンピュータ: 介護・看護計画やスケジュール表を作成、実施記録を確認して日報・月報を作成 等 ・訪問看護・訪問介護スタッフ: タブレットで訪問予定や利用者情報を確認、実施記録の入力・申し送りの実施、日報の確認 等 2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスにおけるテレビ電話システム ・テレビ電話システムでオペレーターから利用者へ状況確認を行い、訪問スタッフに訪問依頼。利用者の安心確保と訪問スタッフの随時訪問頻度の適正化を図る。				
事例のポイント	【効果】 ・限られた人材で効率よくサービス提供する必要がある場合に効果を発揮。顔を合わせる機会が取れなくても、多職種連携を促進。 【ポイント】 ・タブレットの導入に際しては、介護職員全員に対して研修を実施。特に非常勤職員の活用を推進していくことが重要。 ・テレビ電話システムは、利用者に対して十分にアセスメントを行った上で実施する必要がある。				

中山間地域等での活用の意義

- 中山間地域等でのICTの活用の意義として以下があげられる。
 - ①事業所に戻らなくても書類等の作成が可能となり、また、提供及び管理部門における記録や報告資料の作成の重複を緩和できることから、総就業時間が短縮できる。
 - ②移動中や利用者宅等で利用者に関する情報の確認が可能となる(利用者の状態、多職種のケア提供状況)。
 - ③テレビ電話等の活用によりサービス提供に関する訪問回数が削減できる。
- その成果として、事業の効率化、サービスの質の向上、利用者や家族の安心感の向上等が期待できる。

活用のポイント・注意点

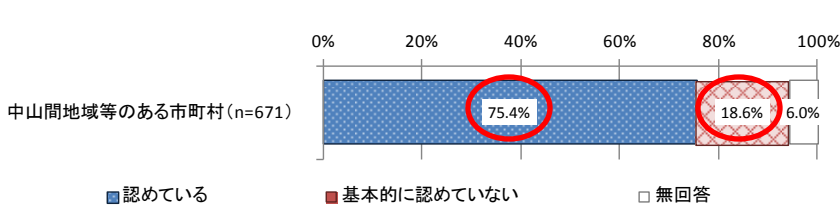
- ICTの活用を進めるためのポイントとして以下があげられる。
 - ・職員のICT利活用に対する苦手意識の克服(特に人材確保で高齢の職員が多い場合)
 - ・登録型等の非常勤職員も含めた全職員に対する活用推進体制の構築(教育研修等)
 - ・介護という対人サービスにおけるICT活用のメリットについての理解促進(経営者を含めて)
 - ・導入後のメンテナンス等のサポート体制の構築
 - ・地域の多職種間で共有すべき最小限の情報の選別

(2) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

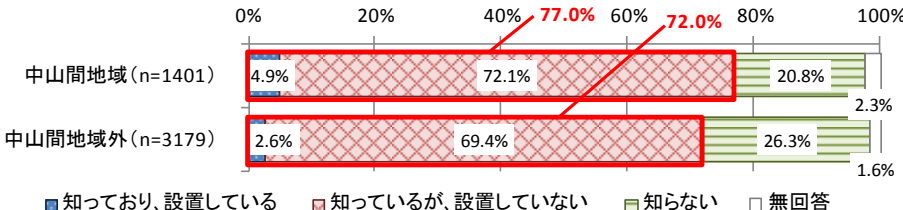
(「中山間地域等のある市町村」における効果的な施策・取組: 1.事業者の工夫【②サテライト】)

- 市町村におけるサテライト事業所の承認状況をみると、「認めている」が75.4%である。一方で、「基本的に認めていない」も18.6%とサテライト事業所の設置を基本的に認めていない自治体は約2割あるが、その理由を自由記入よりみると、「行政による監視が困難」「人員、設備基準を満たしていない状況は認めない」などの回答がみられた(図表8)。
- 事業所のサテライト事業所の設置状況をみると、中山間地域は、「知っており、設置している」は4.9%であった。「知っているが、設置していない」を合わせた77.0%が知っていると回答しており、中山間地域外の72.0%と比較して5%割合が高くなっていた(図表9)。

図表8 【市町村調査】サテライトの承認状況(市町村票p5.Ⅲ.1(3))



図表9 【事業所調査】サテライトの設置状況(事業所票p3.7.3))



※「中山間地域」: 中山間地域等の加算(15%、10%、5%)を算定している事業所、「中山間地域外」: 中山間地域等の加算を算定していない事業所。以下同様。

【事例】社会福祉法人における小規模多機能型居宅介護事業所のサテライト活用を通じた事業展開

実施主体	社会福祉法人美瑛慈光会				
所在地域	北海道美瑛町	人口	10,651人	高齢化率	35.2%
地域指定	特別豪雪地域(一部)、辺地、振興山村、過疎地域				
取組内容	1. 広域な町内を4つの各生活圏域に分け、それぞれに小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所を設置。市街地を拠点にした一極型から生活圏域ごとのサービスへの転換。介護保険事業計画に位置づけ計画的に整備。 2. 施設開設前から開設後まで、一貫した住民参加を推進。各圏域に、自治体、事業者、住民代表からなる準備会を設け、3者が対等に議論。				
事例のポイント	【効果】 ・生活圏域毎のサービス提供に転換することで、移動コストを削減し、効率的なサービス提供を実現。 ・開設前からの住民参加が、開設後の地域住民との協働につながっている。 【ポイント】 ・サテライト事業所の配置は人口規模に応じて検討。 ・人材確保のため、地域住民を育成しスタッフとして参加してもらうことも必要。 ・利用者数が増加したサテライト事業所は介護保険サービス事業所の指定を取り、独立した事業所として稼働。				

中山間地域等での活用の意義

- 高齢者が広く分散して居住している場合、本体事業所にサテライト事業所を設置することで、訪問や送迎の移動コストを軽減できる。
- サービス提供が困難な地域を含めた面的な整備、効率的な事業展開が可能となる。
- 通所型のサービスは、利用者の移動による負担を軽減することもできる。

活用のポイント・注意点

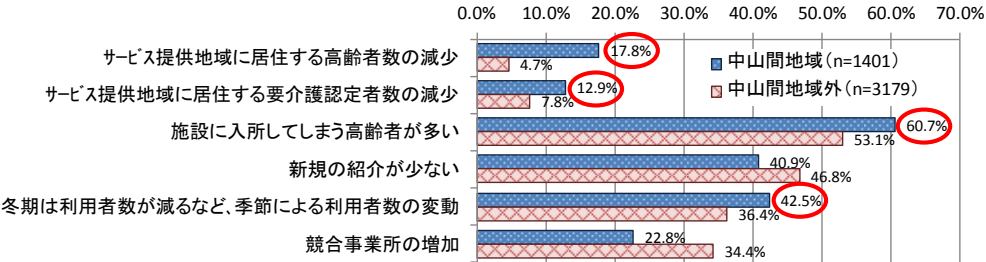
- サテライト事業所が提供するサービスの質に目が行き届かなくなることを懸念し、設置自体を認めない、あるいは認めるサービス種別を限定する市町村も少なくない。
- このようなリスクを回避するため、事業者と市町村との間で十分に事前相談・協議を行うとともに、開始当初は監査を頻回に行う、個別利用計画の見直し等に対する評価・助言をきめ細かく行う等の方策をとる必要がある。
- サテライト事業所の事業が安定してくれば、指定事業所とすることも検討していく。

(2) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

(「中山間地域等のある市町村」における効果的な施策・取組： 1.事業者の工夫【③介護保険事業と他の事業の多機能拠点】)

■ 利用者確保に関して課題に感じていることをみると、中山間地域等の方が中山間地域外よりも、「サービス提供地域に居住する高齢者の減少」(17.8%)、「サービス提供地域に居住する要介護認定者数の減少」(12.9%)、「施設に入所してしまう高齢者が多い」(60.7%)、「冬期は利用者数が減るなど、季節による利用者数の変動」(42.5%)の割合が高く、利用者確保が厳しい状況にあることがうかがえた(図表10)。

図表10 【事業所調査】利用者確保に関して課題に感じていること(複数回答)(事業所票p5.8.(1)1))



【事例】特定非営利活動法人における共生型福祉施設の展開(介護、障がい、保育等の一体的整備)

実施主体	特定非営利活動法人ありがた家				
所在地域	富山県富山市	人口	419,907人	高齢化率	27.2%
地域指定	特別豪雪地域、過疎地域(一部)、振興山村(一部)、特定農山村				
取組内容	- 介護保険の通所介護を母体としながら、障がい者、乳幼児、学童等も対象とした複合的な事業を展開。小規模・多機能・地域密着を特徴とした共生型サービス事業所であり、きめ細やかなケアを実現。 - 行政から事業者に対し、開設時に財政支援、職員確保のための人材育成支援等を実施。 - 富山県「とやま地域共生型福祉推進特区」により、NPO法人「このゆびとーまれ」が運営する就労継続支援B型事業所「はたらくわ」から、障がい者の就労を受け入れている。				
事例のポイント	【効果】 - 複合的な事業経営を行うことで、利用者の安定確保を実現。 - 地域の民家等、既存施設を活用することで施設整備コストを削減。 【ポイント】 - 障がい者、児童等も対象となることから、行政による分野横断的な支援が必要となる。 - 地域に密着した事業所となるために、地域住民の理解・協力を得るための取組が重要となる。				

中山間地域等での取組の意義

- 中山間地域等は人口規模が小さいことから、利用者の確保は厳しく、人材等の資源も限られている。障がい者、子ども等も対象とした多様な事業を運営していくことで、経営の安定化、事業の効率化を図ることができる。
- 高齢者、障がい者、子ども等の事業を、同じ施設で一体的に提供していくことは、お互いが交流し、支え合い、仕事を持ちながら、その人らしさを保ちつつ生きていく場の提供につながる。
- 地域の多様な相談窓口機能を併せ持つ、地域に密着した小規模多機能拠点の整備は、中山間地域等のまちづくりの視点としての可能性がある。
- 自然災害時の地域防災・減災・避難体制整備が喫緊の課題となっており、災害時の地域拠点としての機能も期待できる。

取組のポイント・注意点

- 地域に密着した多機能拠点の設置や運営には、以下の点に留意する必要がある。
 - ・地域との交流を持ち、近隣住民との信頼関係を構築
 - ・地域住民、各種地域団体、自治体等が参加する運営推進会議を設置し、地域、多機関との連携を強化
 - ・継続的に事業評価(自己評価、運営推進会議等による外部評価)を実施。評価結果に基づき、次の目標や計画を立て、事業の質を維持・向上
 - ・職員の多様な分野の専門性を高めるための研修参加

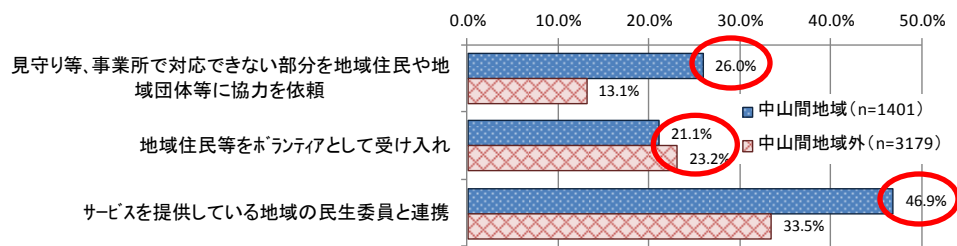
(2) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

(「中山間地域等のある市町村」における効果的な施策・取組: 2. 多様な主体による協働・連携)

■「見守り等、事業所では対応できない部分を地域住民や地域団体等に協力を依頼」「サービスを提供している地域の民生委員と連携」は、中山間地域等の事業所の方が連携している割合が高いが、いずれも半数に満たない状況であった。

「地域住民等をボランティアとして受け入れ」は、中山間地域等、中山間地域外とも2割程度であった(図表11)。

図表11 【事業所調査】地域住民との連携状況(複数回答)(事業所票p6.8(3)1)



【事例】事業者や専門職のバックアップを受けながら住民主体で取り組む通い・訪問を中心とした島に住み続ける仕組みづくり

実施主体	なごみの里運営協議会(住民団体)				
所在地域	鹿児島県十島村(口之島)	人口	128人	高齢化率	39.1%
地域指定	特定農山村、過疎地域、離島振興対策実施地域				
取組内容	1. 県や村の担当者、民間事業者等が参加し、住民との意見交換やワークショップを開催。住民自ら、地域でどのように暮らしていきたいのか、主体的に考えることを支援。空き家を活用し、訪問、通いを中心とした事業を展開。 2. 民間法人による運営支援、2か月に1回の作業療法士による訪問支援等、専門職によるバックアップ体制を構築。住民スタッフに対して、具体的に運営方法、支援方法をアドバイスし、質を担保。				
事例のポイント	【効果】 ・住民が自主的に事業所運営協議会を設立し、事業所運営のみならず、地域の高齢者支援体制、地域課題の検討も行っている。 ・利用者の生活機能向上等の効果が現れ、地域住民の事業への理解が深まり、利用者、参加者確保につながっている。 【ポイント】 ・資源が限られている中、「無い」から欲しいではなく、「有る」ものをどのように活用するかという発想となるよう支援。自治体職員が住民に直接働きかけ、自己決定を促す。 ・専門職によるバックアップ体制を構築し、質の確保と住民スタッフの育成を図る。				

中山間地域等での取組の意義

- 中山間地域等では、専門職等の担い手の確保が困難で、事業者が参入しにくい、事業者のみで必要なサービス提供を担うことが難しい等の課題を抱えている。
- 中山間地域等でサービスを広めていくには、都道府県の役割とともに、保健・看護・介護の専門職や社会福祉法人、住民団体、地区社会福祉協議会等のキーとなる人材や組織の役割は大きい。これらの地域資源同士の協働や地域外の資源も活用しつつ、地域包括ケア体制を構築していくことが重要となる。
- 中山間地域等の住民同士の連携は進んでいる傾向にあるものの、さらなる参加の余地は大きい。

取組のポイント・注意点

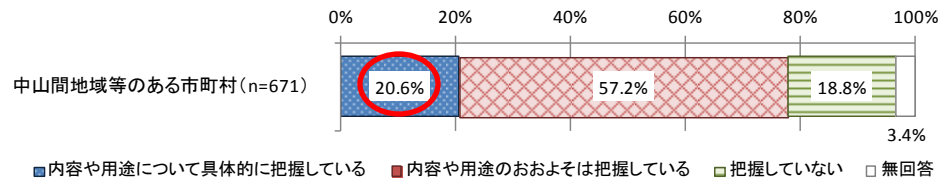
- 住民が主体性を持ち、住民自身に考えてもらうために、顔の見える関係づくりや、身近なテーマで話し合う機会を設けることがポイントとなる。
- その他に、以下も取組の推進にあたり重要となる。
 - ・事業者も地域に溶け込むため話し合いに参加
 - ・中心となって事業を推進する意欲のある人の育成・発掘
 - ・参加者で推進組織を形成 等
- 行政の取り組み例として、以下があげられる。
 - ・公的施設の貸与、空き家活用等を通じた立ち上げ支援
 - ・地域外も含めた人材の育成、担い手参加支援
 - ・人材確保のためのI・Uターン事業
 - ・多世代が住み続けられる包括的な基盤整備(ふるさと創生事業、観光事業、大学等高等教育機関との交流事業、国土交通行政に関わる事業などを活用) 等

(2) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

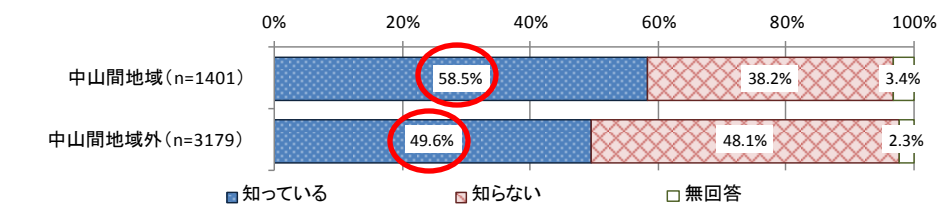
(「中山間地域等のある市町村」における効果的な施策・取組: 3. 制度による対応【①基準該当サービス】)

- 市町村の基準該当サービスの認知度をみると、「内容や用途について具体的に把握している」は20.6%であった(図表12)。
- 事業所の認知度をみると、「知っている」割合は、中山間地域等は58.5%、中山間地域外は49.6%であった(図表13)。

図表12 【市町村調査】基準該当サービスの認知度(市町村票p5.Ⅲ.2(1))



図表13 【事業所調査】基準該当サービスの認知度(事業所票p4.7.5)



図表14 【基準該当サービス調査】基準該当サービスを実施している市町村の例

市町村名	サービス種類	基準該当サービスを開始した経緯・目的	実施した効果、事業継続支援、質確保の取組等
留寿都村(北海道)	訪問介護	・社会福祉協議会において、訪問介護員を3名を配置のうえ事業を展開していたが、実績において常勤換算で基準を下回ったことから北海道より指摘を受け、事業維持のために開始。	・村の中心的サービスである訪問介護を維持でき、利用者の在宅生活の継続、家族の介護負担の軽減に効果。 ・今後、訪問介護員の育成等を検討していく予定。
朝日村(長野県)	訪問介護	・人員要件が基準を満たせないが、訪問介護のニーズはあり、サービス継続のため開始。	・従来の職員でサービスが途切れることなく提供できた。 ・困難事例は地域包括支援センター(直営)と連携しながらサービス提供。
阿南町(長野県)	訪問介護 通所介護	・事業採算性がないために事業所参入が期待できない、十分な利用件数を確保できない等の理由より開始。	・事業所が手薄な地域でのサービス提供が可能となった。 ・事業所はケア会議の構成員でもあり、連携しながら事業運営している。
揖斐川町(岐阜県)	訪問介護	・急激な人口減、訪問回数の減少により事業存続が困難に。必要な訪問件数に見合った人員配置・効率的な運営を行うために開始。	・訪問介護事業所を維持できたことで、施設等から在宅サービスへの受け皿が確保された。 ・職員が外部・内部研修に参加できるよう母体法人と協力。
黒潮町(高知県)	訪問入浴介護	・介護保険制度の導入以前より社会福祉協議会で訪問入浴サービスを実施していたが、介護保険制度導入後、通常の基準を満たすことができないため、基準該当で指定。	・介護職員不足が深刻な中、人員の緩和によりサービスを存続。 ・人材不足が課題であるため、社協や県と検討協力しながら人材確保・育成に努めている。

制度概要

- 基準該当サービスが満たすべき要件は、都道府県が条例で定める。その際、以下によって定める。
 - ①厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの
 - ・従業員に係る基準および当該従業員の員数
 - ・居室の床面積
 - ・事業の運営に関する事項であって利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - ②厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの
 - ・利用定員
 - ③その他は、厚生労働省で定める基準を参酌して定める

ポイント
制度活用

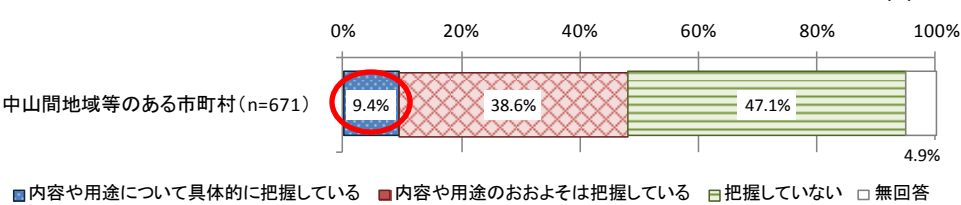
- 指定要件(人員・設備・運営基準)の緩和内容は、サービス種類別に、市町村が当該市町村内地域の需要と提供状況を判断して決定する。
- 市町村(保険者)は、人員、設備、運営に関する基準に従って適正な事業を運営していることを確認できるような人員体制と、評価基準を有することが必要となる。

(2) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

(「中山間地域等のある市町村」における効果的な施策・取組:3.制度による対応【②離島等相当サービス】)

- 市町村の離島等相当サービスの認知度をみると、「内容や用途について具体的に把握している」は9.4%であった(図表15)。
- 事業所の認知度をみると、「知っている割合」は、中山間地域等は40.3%、中山間地域外は35.4%であった(図表16)。

図表15 【市町村調査】離島等相当サービスの認知度(市町村票p5.Ⅲ.2.(2))



制度概要

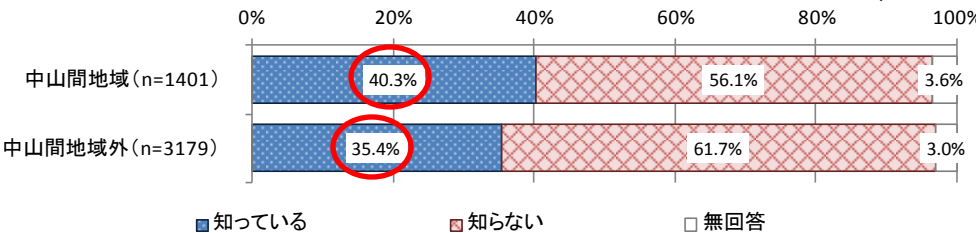
○指定サービス、基準該当サービスの確保が著しく困難な離島やその他定められた地域において、基準該当サービスに相当するサービスを提供できる事業所の参入を促すため、市町村(保険者)の判断で行う。

制度活用のポイント

○提供サービスは「基準該当サービス」の人員、設備、運営に関する基準より緩和されたものであることから、より柔軟なサービス提供が可能となる。サービス提供事業所の参入が困難な当該地域のサービス需要に応えるものとして有用な制度である。

○なお、利用者に対する適正な質が確保されたサービスが提供されているかを確認するため、市町村(保険者)の十分な事業継続支援とともにサービスの評価指導体制を確保する必要がある。(例)定期的な巡回、定期的な事業報告 等

図表16 【事業所調査】離島等相当サービスの認知度(事業所票p4.7.6))



図表17 【離島等相当サービス調査】離島等相当サービスを活用している市町村例

市町村名	離島名	サービス種類	緩和した指定基準
紋別市(北海道)		訪問介護、 通所介護	訪問介護:訪問介護員の配置基準(常勤換算2.5人以上)を任意 通所介護:看護職員、生活相談員、機能訓練指導員の配置を任意
酒田市(山形県)	飛島	短期入所生活介護、 通所介護	短期入所生活介護:医師、機能訓練指導員、栄養士の配置を任意 通所介護:看護職員、機能訓練指導員の配置を任意
鮫川村(福島県)		短期入所生活介護	生活相談員、機能訓練指導員、栄養士の配置を任意
野迫川村(奈良県)		訪問介護	サービス提供責任者の配置を任意
五島市(長崎県)	久賀島	通所介護	看護職員、生活相談員、機能訓練指導員の配置を任意
竹富町(沖縄県 八重山郡)	西表島、小浜島	通所介護	看護職員、生活相談員、機能訓練指導員の配置を任意

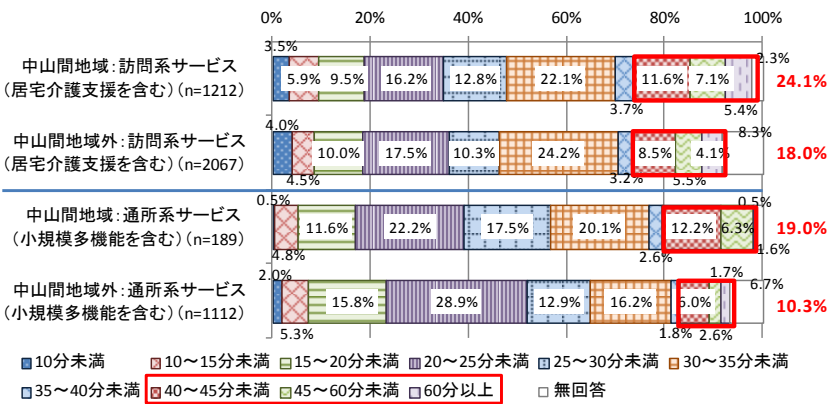
(2) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

(事業所調査結果)

- 事業所から最も時間がかかる利用者の通常の訪問・送迎ルートの日間数をみると、中山間地域の方が時間のかかる傾向にあり、40分以上の割合でみると、「訪問系サービス(居宅介護支援を含む)」は24.1%、「通所系サービス(小規模多機能を含む)」は19.0%であった(図表18)。
- 事業所から最も遠い利用者の通常の訪問・送迎ルートの距離をみると、中山間地域等の方が距離が遠い傾向にあり、20km以上の割合でみると、「訪問系サービス(居宅介護支援を含む)」は36.7%、「通所系サービス(小規模多機能を含む)」は20.1%であった(図表19)。

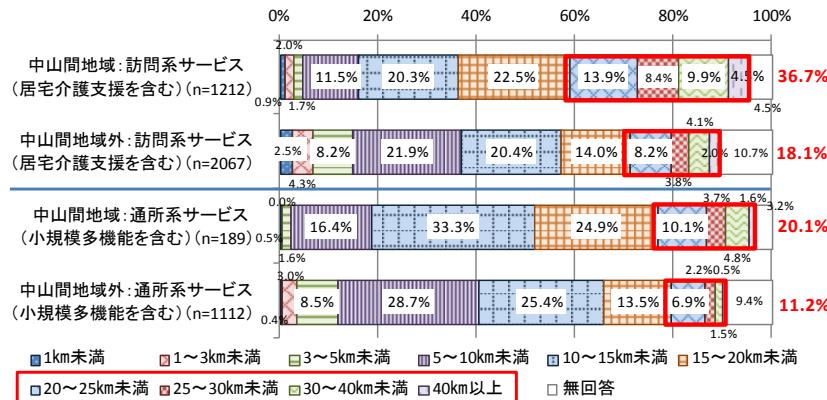
図表18 【事業所調査】事業所から最も時間がかかる利用者の通常の訪問・送迎ルートの時間数(事業所票p2.5.4)

	中山間地域				中山間地域外			
	件数	平均(分)	標準偏差	中央値(分)	件数	平均(分)	標準偏差	中央値(分)
全体	1370	29.0	16.9	28.5	2932	26.4	12.8	25
訪問介護	512	27.1	14.8	25	339	26.4	12.8	25
訪問入浴介護	88	27.7	13.9	30	292	33.6	15.8	30
訪問看護	201	30.2	14.4	30	349	29.2	11.9	30
訪問リハビリテーション	39	45.6	54.9	35	329	24.6	11.3	25
通所介護	118	25.2	9.7	25	354	24.8	10.2	20.5
通所リハビリテーション	51	30.9	9.5	30	341	27.1	11.4	25
居宅介護支援	340	31.0	14.3	30	409	30.0	14.1	30
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	19.8	10.7	22	177	17.7	10.1	18
小規模多機能型居宅介護	17	26.9	10.3	25	342	20.3	9.1	20



図表19 【事業所調査】事業所から最も距離が遠い利用者の通常の訪問・送迎ルートの距離(事業所票p2.5.4)

	中山間地域				中山間地域外			
	件数	平均(km)	標準偏差	中央値(km)	件数	平均(km)	標準偏差	中央値(km)
全体	1341	17.8	10.4	15.5	2852	12.1	8.4	10
訪問介護	502	16.2	9.8	15	326	10.5	7.2	10
訪問入浴介護	85	18.4	10.3	17	287	18.8	11.7	15
訪問看護	199	19.6	11.7	18	342	13.7	9.2	12
訪問リハビリテーション	39	23.6	11.5	24.4	326	11.4	8.2	10
通所介護	116	14.0	7.0	13	339	11.3	6.6	10
通所リハビリテーション	51	16.8	7.2	15	336	12.6	7.2	11
居宅介護支援	329	20.1	10.8	18	390	13.1	8.0	12
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	8.9	4.3	10.55	174	5.9	4.8	5
小規模多機能型居宅介護	16	15.4	7.2	13	332	9.3	5.5	8

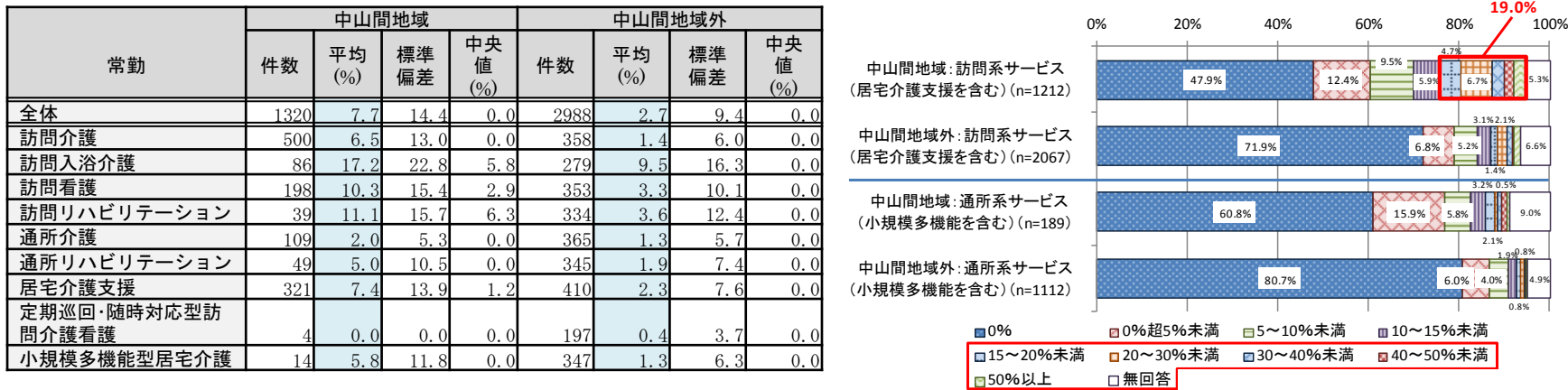


(2) 中山間地域等におけるサービス提供の在り方に関する調査研究事業

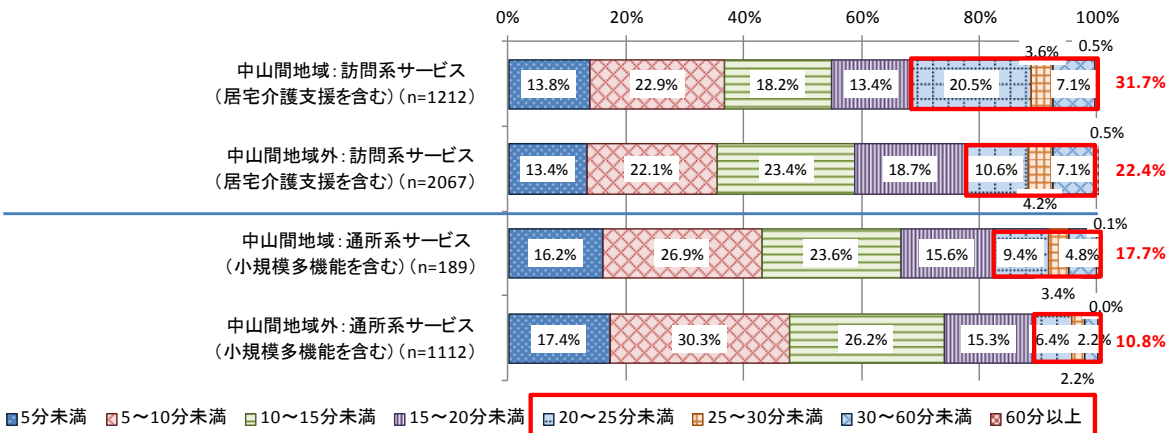
(事業所調査結果)

- 事業所から16km以上離れたところに居住している利用者の比率をみると、中山間地域等は、中山間地域外と比較して「0%」の割合が低く、該当の利用者のいる割合が高くなっていた。特に「訪問系サービス(居宅介護支援を含む)」では、利用者に占める比率が「15%以上」であるところが約2割を占めていた(図表20)。
- 利用者票より、最も合理的な経路(片道)での事業所からの移動時間をみると、中山間地域等の方が、時間のかかる利用者の割合が高い傾向にあった。20分以上の割合でみると、「訪問系サービス(居宅介護支援を含む)」は31.7%、「通所系サービス(小規模多機能を含む)」は17.7%であった(図表21)。

図表20 【事業所調査】事業所から16km以上離れたところに居住している利用者の比率(事業所票p2.5.4)



図表21 【事業所調査(利用者票)】最も合理的な経路(片道)での事業所からの移動時間(分)(中山間地域: 昨年度利用者票p19.⑧-2、中山間地域外: 今年度利用者票p8.⑥-2)



※利用者調査票は、一定期間に利用した利用者全数を対象としているが、各調査で対象期間が1か月、1週間、1日と異なるため、以下の方法で利用期間を同一にした上でデータを比較した。

- 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護は、中山間地域は1週間の利用者全数、中山間地域外は1日の利用者全数について記入してもらったため、中山間地域は1サンプルに対し、「1/7×訪問・利用回数」の重みづけを行った。
- 居宅介護支援は、中山間地域は1か月の利用者全数、中山間地域外は1週間の利用者全数について記入してもらったため、中山間地域は1サンプルに対し、「7/30×訪問回数」の重みづけを行った。